

マレーシアにおいて OI モデル契約書 ver2.0 ライセンス契約書（新素材編）、利用契約書（AI 編）を活用するに際しての留意点



Ram Caroline Sha & Syah
(formerly known as RamRais & Partners)

Anita Kaur Gerewal
パートナー 弁護士

アニタは、特許、商標、工業意匠代理人の資格を持ち、さまざまな知的財産問題の解決に関して 18 年の経験を有しており、マレーシアにおける画期的な知的財産事件の解決に携わってきた。アニタはまた、フランチャイズ化、機密情報の侵害、ライセンスおよび技術移転契約、コンピュータおよびソフトウェア契約、ドメイン名紛争、ゲームおよび食品規制、個人データ保護およびプライバシー法に関する問題についてもアドバイスを行っている。また、アニタは、Lexis Practical Guidance 商用モジュールの著作権に関する章を執筆した。

【概要】

本稿では、本契約書を作成する際にマレーシアの観点から考慮する必要があると思われる情報と、一般的に受け入れられ、マレーシアの法律に準拠した契約書の追加条項として推奨される条項に焦点を当て、提言を行う。

【詳細及び留意点】

1. 契約締結時に考慮すべき一般条項と情報

1-1. 当事者とデューデリジェンスの特定

契約において、当事者を正確に特定することは極めて重要である。当事者の氏名・名称、現住所を確認するために、公的な調査を行う必要がある。これらの情報は、契約書の冒頭に記載する。

マレーシアには、以下の 7 種類の事業体がある。

- ・ 個人事業主
- ・ 事業組合
- ・ 非公開有限会社
- ・ 公開有限会社
- ・ 無制限会社

- ・外国企業
- ・有限責任事業組合

2016 年マレーシア会社法に基づき、外国企業は、外国企業として登録されない限り、マレーシア国内で事業を行うことが禁止されている。外国企業として登録するか、またはマレーシア会社登記所¹に現地法人を設立することで事業を行うことができる。

当事者の一方が現地企業である場合、2016 年マレーシア会社法を遵守するために、マレーシアで設立された会社の取締役のうち少なくとも 1 人はマレーシアに居住地を持つマレーシア国民でなければならない。支払うべき利益税の額は、居住会社と非居住会社で異なる。

契約の内容は、通常、事業体の種類に関係なく同じである。

1-2. 開始日

発効日とされる日付は、開始日（Commencement date or Start date）と記載され、契約が法的効力を持つことになる日付を指し、この日付が契約日および／または署名日と異なる場合は、具体的かつ明確に示さなければならない。

1-3. 契約の署名と締結

一般的な慣行として、署名欄には署名者の氏名、身分証明書（外国人の場合はパスポート）の詳細、会社を代表して署名する場合は組織内での役職、および／または署名日を記載する。

当事者が組織（事業体）の場合、契約書は、締結のために与えられた権限に応じて、組織を代表して一人または複数の代表者が署名する必要がある。

¹ マレーシア会社登記所（Companies Commission of Malaysia）<https://www.ssm.com.my/Pages/Home.aspx>

（JETRO 紹介情報：https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/invest_09.html）

マレーシアでは、2006 年電子商取引法 (Electronic Commerce Act 2006、ECA) に基づき、以下の要件を満たせば、電子署名が法的に認められている²。

- (a) 電子メッセージに添付されている、または論理的に関連付けられている。
- (b) 本人を適切に識別し、署名が関連する情報に対する本人の承認を示す。
- (c) 署名が必要とされる目的、および状況を考慮し、適切な信頼性を有する。

1-4. 印紙税

マレーシアでは、印紙税は、1949 年印紙法 (Stamp Act 1949) 第 1 表 (あらゆる種類の契約書を含む。) に規定された様々な書面に対して課される税金である。

マレーシア国内で締結された契約書の場合は、締結後 30 日以内に押印する必要があり、マレーシア国外で締結された場合は、マレーシアで最初に受領されてから 30 日以内に押印する必要がある。

押印の遅延には罰金が課され、遅延期間により異なるが、罰金の上限は 100 リンギットまたは不足税額の 20% のいずれか高い方となる。

押印がなされていない、または押印が不十分な文書は、法廷において証拠として認められず、また公務員によってとり扱われることもない³。

2. 追加が推奨される通知条項

一方の当事者が他方の当事者に提供すべき通知の方法と形式を記載する通知条項を推奨する。通知条項には、ファックス、電子メール、郵便が相手方当事者によって受領されたとみなされる場合の例や指示が記載され、特定の状況において通知の送達や受領を確実にするためには、この通知条項に従う必要がある。これは、将来的に技術的な問題で争うことを避けるためである。

- ・ 通知条項の例 (電子メールの場合)

² Yam Kong Seng & Anor v Yee Weng Kai [2014] 4 MLJ 478 <https://www.malikiintia.com.my/doc/yam-kong-seng.pdf> (添付資料 1)

³ Malayan Banking Bhd v Agencies Service Bureau Sdn Bhd & Ors (1982) 1 MLJ 198 (添付資料 2)

Whenever this contract requires or allows Notice, the Notice must:

- (a) be written;
- (b) state with reasonable certainty the information being communicated;
- (c) be electronically signed by, a person authorised to issue Notice on behalf of the Party issuing Notice;
- (d) be dispatched by email;
- (e) be dispatched, from the designated email address of the Party issuing Notice, to the designated email address of the other Party.

Every Notice will be deemed to have been served when, the email through which it is dispatched leaves the computer system of the person issuing Notice.

The designated email addresses of the Parties are:

Party A:

Party B:

(参考訳)

本契約が通知を必要とする、または許可する場合、その通知は、以下に従う。

- (a) 文書によること。
- (b) 伝えられる情報を合理的な確実性をもって記載すること。
- (c) 通知を発行する当事者に代わって通知を発行する権限を有する人物により電子署名されること。
- (d) 電子メールで発送されること。
- (e) 通知を発行する当事者の指定電子メールアドレスから、相手方当事者の指定電子メールアドレスに送信されること。

すべての通知は、それを発信したコンピュータシステムから電子メールが送信されたときに送達されたものとみなす。

両当事者の指定電子メールアドレスは、以下のとおりである。

当事者 A :

当事者 B:

3. 推奨される改善点：法律等への参照

すべての法律、特定の法規、規則等への参照は、マレーシアで強制力があることを保証するために「または、他国の対応する法律規定による」という語句を含むように修正されるべきである。

4. 留意点

4-1. 営業秘密

マレーシアには、営業秘密を規定する特定の法令はない。営業秘密は、秘密情報侵害の不正行為に基づくコモンローの下で保護されるか、あるいは契約違反がある場合には、その契約違反によって保護される。

4-2. 著作者人格権

マレーシア著作権法には、著作者人格権に関する規定はなく、著作者による著作者人格権について扱った判例もない。したがって、1987年マレーシア著作権法第25条が、著作者が著作者人格権を放棄することを認めているかどうかは、マレーシア著作権法上、依然としてグレーゾーンである。よって、著作者人格権に関する条項の執行可能性には疑問があり、著作者人格権について、明示的な同意を得る必要があるかもしれない。

4-3 ライセンスの登録

マレーシアでは、ライセンス契約の登録は義務ではないが、登録された知的財産権に影響するすべてのライセンスをマレーシア知的財産庁 (MyIPO) に登録することを強くお勧めする。なぜなら、一度登録されたライセンスは、ライセンサーの権利に対するすべての権利承継人を拘束し、登録簿へのライセンスの記載は、公衆への通知とみなされるからである。登録されたライセンスは、法廷において、証拠文書としての立証の負担を軽減する。

【ソース】

- ・特許庁 オープンイノベーションポータルサイト

<https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html>

- ・2016年マレーシア会社法 (Laws of Malaysia Act777 Company Act 2016)

[https://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/Companies%20-Act%20-1965-\(Repealed\)/aktabi_20160915_companiesact2016act777_0.pdf](https://www.ssm.com.my/Pages/Legal_Framework/Companies%20-Act%20-1965-(Repealed)/aktabi_20160915_companiesact2016act777_0.pdf)

- ・2006年電子商取引法 (Laws of Malaysia Act658 Electronic Commerce Act 2006)

http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/eca2006182/

- ・1949年印紙法 (Laws of Malaysia Act378 Stamp Act 1949)

https://phl.hasil.gov.my/pdf/pdfam/Stamp_Act_1949_as_at_01072014.pdf

- ・添付資料 1

https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/1_Yam-Kong-Seng-Anor-v-Yee-Weng-Kai-2014-4-MLJ-478.pdf

- ・添付資料 2

https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2024/04/2_MALAYAN-BANKING-BHD-v-AGENCIES-SERVICE-BUREAU-SDN-BHD-ORS.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)